保育料・給食費

■保育料（利用者負担額）

⑴ 保育料の決定について

保育料は、子どもの当該年度の4月初日時点の年齢及び市町村民税額（住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除を差し引く前の税額。以下「市民税額」という。）により毎年4月（前年度市民税額）と9月（当該年度市民税額）に決定します。

保育料の切替

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額により算定					当該年度の市民税額により算定						

保育料は、保護者（父母）の市民税額を合算して決定します。ただし、父母の収入が少なく、同居の親族（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合は、その主宰者の市民税額を合算して算定します。住民票上は別世帯となっていても、同一敷地内別棟や二世帯住宅等で同一生計の場合は、同居とみなします。

保育料は、月単位で決定しますので、日割り計算はしません。月途中の退所（園）や欠席により利用日数が少ない場合でも1か月分の保育料がかかります。

対象年度の市民税が未確定（未申告、税関係書類の未提出）の場合、税額が確定するまで最高階層による保育料になりますので、早急に申告を行ってください。

⑵ 保育料について

●3～5歳の児童

3歳から5歳（4月1日時点の年齢）の保育料は、無償（0円）です。年度の途中で3歳になっても無償にはなりません。

●0～2歳の児童

下表に基づいた保育料が必要です。市民税非課税世帯は、無償です。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等をいいます。

階層区分			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0円	0円
B	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円
		一般世帯	0円	0円
C1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	ひとり親世帯等	6,950円	5,700円
		一般世帯	14,900円	12,400円
C2	所得割課税額 24，300円未満	ひとり親世帯等	7,400円	6,350円
		一般世帯	16,200円	13,700円
C3	所得割課税額 24，300円以上　48，600円未満	ひとり親世帯等	7,400円	7,000円
		一般世帯	17,500円	15,000円
C4―1	所得割課税額 48，600円以上　57，700円未満	ひとり親世帯等	7,400円	7,400円
		一般世帯	20,600円	18,100円
C4―2	所得割課税額 57，700円以上　65，000円未満	ひとり親世帯等	7,400円	7,400円
		一般世帯	20,600円	18,100円
C5―1	所得割課税額 65，000円以上　77，101円未満	ひとり親世帯等	7,400円	7,400円
		一般世帯	23,800円	21,300円
C5―2	所得割課税額　77，101円以上　81，000円未満		23,800円	21,300円
C6	所得割課税額　81，000円以上　97，000円未満		27,000円	24,500円
C7	所得割課税額　97，000円以上　121，000円未満		31,300円	28,800円
C8	所得割課税額　121，000円以上　145，000円未満		35,600円	33,100円
C9	所得割課税額　145，000円以上　169，000円未満		40,000円	37,500円
C10	所得割課税額　169，000円以上　213，000円未満		45,100円	42,600円
C11	所得割課税額　213，000円以上　257，000円未満		50,300円	47,800円
C12	所得割課税額　257，000円以上　301，000円未満		55,500円	53,000円
C13	所得割課税額　301，000円以上		56,500円	54,000円

●多子世帯への減免等

多子世帯は、下表のとおり保育料が減免されます。

また、**大洲市第2子以降保育料無料化事業**により、第2子以降は、年齢や施設利用にかかわらず、同一生計内のすべての児童を年齢順に数え、無料化の対象となります。（要申請。市税、水道料、保育料等に滞納が無いことが要件になります。）

ひとり親世帯等

階層区分	第1子		第2子	第3子以降	第〇子の数え方
	保育標準時間	保育短時間			
A	0円	0円	0円	0円	第1子～第3子以降にかかわらず0円
B	0円	0円	0円	0円	
C1	6,950円	5,700円	0円	0円	年齢や施設利用にかかわらず、同一生計内のすべての児童を年齢順に数える。
C2	7,400円	6,350円			
C3	7,400円	7,000円			
C4―1	7,400円	7,400円			
C4―2	7,400円	7,400円			
C5―1	7,400円	7,400円			
C5―2	23,800円	21,300円	無料化（市独自）	無料化（市独自）	【第2子以降】 [大洲市独自] 年齢や施設利用にかかわらず、同一生計内のすべての児童を年齢順に数える。 （要申請）
C6	27,000円	24,500円			
C7	31,300円	28,800円			
C8	35,600円	33,100円			
C9	40,000円	37,500円			
C10	45,100円	42,600円			
C11	50,300円	47,800円			
C12	55,500円	53,000円			
C13	56,500円	54,000円			

一般世帯

階層区分	第1子		第2子	第3子以降	第〇子の数え方
	保育標準時間	保育短時間			
A	0円	0円	0円	0円	第1子～第3子以降にかかわらず0円
B	0円	0円	0円	0円	
C1	14,900円	12,400円	無料化（市独自）	0円	年齢や施設利用にかかわらず、同一生計内のすべての児童を年齢順に数える。
C2	16,200円	13,700円			
C3	17,500円	15,000円			
C4―1	20,600円	18,100円			
C4―2	20,600円	18,100円	無料化（市独自）	無料化（市独自）	【第2子以降】 [大洲市独自] 年齢や施設利用にかかわらず、同一生計内のすべての児童を年齢順に数える。 （要申請）
C5―1	23,800円	21,300円			
C5―2	23,800円	21,300円			
C6	27,000円	24,500円			
C7	31,300円	28,800円			
C8	35,600円	33,100円			
C9	40,000円	37,500円			
C10	45,100円	42,600円			
C11	50,300円	47,800円			
C12	55,500円	53,000円			
C13	56,500円	54,000円			

■給食費（食材料費）

給食費は、主食費（ご飯、パン）と副食費（おかず、おやつ）があります。

●0～2歳の児童

0歳から2歳（4月1日時点の年齢）の給食費は、保育料に含まれています。

●3～5歳の児童

給食費は、施設により徴収金額が異なります。

参考：公立施設の給食費（主食、副食）　※給食費は変更になる可能性があります。

<table>
<tr><th rowspan="2">認定</th><th rowspan="2">曜日</th><th colspan="3">公立</th></tr>
<tr><th>保育所</th><th>認定こども園</th><th>幼稚園</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2号
（保育所籍）</td><td>月～金</td><td colspan="2">5,235円/月</td><td></td></tr>
<tr><td>土</td><td colspan="2">245円/1食（土）
※事前申込必要</td><td></td></tr>
<tr><td>1号
（幼稚園籍）</td><td>月～金</td><td></td><td>3,900円/月</td><td>3,300円/月</td></tr>
</table>

●給食費の減免等

給食費のうち、副食費については、国の基準により免除される世帯があります。

また、**大洲市第2子以降給食費減免事業**により、第2子以降は、年齢や施設利用にかかわらず、同一生計内のすべての児童を年齢順に数え、**給食費（主食費及び副食費）減免**の対象となります。（要申請。市税、水道料、保育料等に滞納が無いことが要件になります。）

■納付方法

保育料・給食費の納付先や納付方法は、利用施設によって異なります。

<table>
<tr><th>施　設</th><th>費　用</th><th>納付先</th><th>納付方法</th></tr>
<tr><td>公立の施設</td><td>保育料、給食費</td><td>大洲市</td><td rowspan="2">口座振替、コンビニ、スマホ決済、
金融機関窓口</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大洲乳児保育所</td><td>保育料</td><td>大洲市</td></tr>
<tr><td>給食費</td><td>施設</td><td rowspan="2">※利用している施設にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>大洲乳児保育所以外の
私立の施設</td><td>保育料、給食費</td><td>施設</td></tr>
</table>

・大洲市へ納付していただく費用は、原則口座振替でお願いしてます。入所（園）決定後、口座振替依頼書を金融機関へご提出ください。
・口座振替日は、毎月月末（土・日、祝日等にあたる場合は、翌平日）です。
・口座振替は、領収書の発行を省略しています。振り替えた金額は、指定口座の預金通帳に記載されますので、ご確認ください。
・その他の納付方法についても納期限は、当月の月末になります。

※滞納が続いた場合は、法令に基づき、差し押さえ等の滞納処分を行う場合があります。